



# 支払基金からのご案内

社会保険診療報酬支払基金秋田審査委員会事務局  
令和6年5月号

令和6年5月

令和6年6月

## ① 診療（調剤）報酬請求書等の受付

オンライン請求利用可能期間 (土・日・祝日も送信可能です)	5日(日)～7日(火) 8:00～21:00					5日(水)～7日(金) 8:00～21:00				
	8日(水)～10日(金) 8:00～24:00					8日(土)～10日(月) 8:00～24:00				
「請求確定」は10日までにお願いします。 ASP結果の訂正は、12日の21時までにはお願いします。										
電子媒体・紙レセプト受付日	6日 (月・振休)	7日 (火)	8日 (水)	9日 (木)	10日 (金)	6日 (木)	7日 (金)	8日 (土)	9日 (日)	10日 (月)
	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○
○：開所    ×：閉所    受付時間：9:00～17:30 郵便等により提出される場合は、10日までの必着でお願いします。										

## ② 発送予定日（紙帳票の送付）

増減点連絡書等	5月2日(木)	3月診療分	6月4日(火)	4月診療分
当座口振込通知書	5月2日(木)	2月診療分	6月4日(火)	3月診療分

### 送付物に係る確認のお願い

毎月10日頃までに返戻レセプト等が到着していない場合は、審査事務担当者宛てご連絡願います。

## ③ 当月請求レセプトの取下げ期限日 ※審査事務担当者宛て、電話によりご依頼ください

電子レセプトで請求した場合	5月21日(火) 受付時間 9:00～17:30	6月20日(木) 受付時間 9:00～17:30
紙レセプトで請求した場合	5月15日(水) 受付時間 9:00～17:30	6月13日(木) 受付時間 9:00～17:30

## ④ 特定健診・特定保健指導データの送信（提出）締切日

オンライン	5月7日(火) 利用時間 9:00～21:00	6月5日(水) 利用時間 9:00～21:00
電子媒体	5月7日(火) 利用時間 9:00～17:30	6月5日(水) 利用時間 9:00～17:30

## ⑤ データ提供日（オンライン請求医療機関等）

振込額明細等	5月15日(水)	3月診療分	6月15日(土)	4月診療分
当座口振込通知書等(CSV)	5月22日(水)		6月22日(土)	
返戻レセプト	5月5日(日)	3月診療分	6月5日(水)	4月診療分
再審査等返戻レセプト				
増減点連絡書等(CSV)				
支払関係帳票(PDF)※				

※当座口振込通知書等(PDF)及び支払関係帳票(PDF)は3月診療(5月配信)分から提供します。

## ⑥ 支払予定日

診療(調剤)報酬等	5月21日(火)	3月診療分	6月21日(金)	4月診療分
特定健診・特定保健指導費				
出産育児一時金等	正常分娩(10日提出)	5月7日(火)	4月提出分	6月5日(水)
	正常分娩(25日提出) 異常分娩	5月21日(火)		6月21日(金)

支払基金ホームページに秋田県の情報に掲載しています。

「支払基金からのご案内」「秋田審査委員会事務局からのお知らせ」「医療費助成事業の事業内容」など

◆トップページ → 都道府県情報 → 「日本地図」または都道府県一覧の「秋田県」よりご覧いただけます。

●支払基金が受託している医療費助成事業を掲載しています

トップページ → 事業内容 → 医療費助成事業関係業務 → 支払基金が受託している医療費助成事業



届出先は  
東北厚生局秋田事務所等です

## 【重要】令和6年度診療報酬改定における施設基準の届出について

◆令和6年6月診療分の施設基準の地方厚生(支)局等への届出については、**令和6年5月2日(木)～6月3日(月)**までとされているところ、可能な限り**5月17日(金)**までの届出に努める旨、厚生労働省から連絡\*されており、

令和6年6月診療分から算定を行う医療機関・薬局におかれては、**早期の施設基準の届出**にご協力をお願いします。

\* 疑義解釈資料の送付について(その2)(令和6年4月12日厚生労働省保険局医療課事務連絡)

上記事務連絡を含む施設基準の届出の取扱い・様式等の詳細は、厚生労働省ホームページの以下掲載先をご覧ください。

▶ホーム → 政策について → 分野別の政策一覧 → 健康・医療 → 医療保険 → 診療報酬関連情報 → 令和6年度診療報酬改定について → 第3 関係法令等 → 【省令・告示】(それらに関連する通知・事務連絡を含む。)及び【事務連絡】

## 電子証明書に関する重要なお知らせ

◆オンライン資格確認等システム・オンライン請求システムでお使いの電子証明書の有効期限は、発行日から3年3か月です。お使いの電子証明書の有効期限をご確認ください。

➔ 電子証明書有効期限の確認方法

- ・ 電子証明書発行通知書(新規発行時に郵送される書類)の3枚目以降に記載されています。
  - ・ 医療機関等向け総合ポータルサイトにログインして、電子証明書申請状況照会画面から確認できます。
- 電子証明書の発行等申請の手引きの「2.2 電子証明書申請状況照会画面」を参照してください。

電子証明書の発行等申請の手引きはこちら↓

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/sys\\_attachment.do?sys\\_id=f9dad0bec334c210f56c3301150131fe](https://iryohokenjyoho.service-now.com/sys_attachment.do?sys_id=f9dad0bec334c210f56c3301150131fe)



◆有効期限切れの場合、電子証明書の再設定完了まで、オンライン資格確認等システム・オンライン請求システムが利用できなくなります。オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局ユーザーマニュアルの「2. 証明書の更新」を参照して、更新手続きを行ってください。更新手続きは、有効期限が90日未満となった場合に実施できます。

マニュアルはこちら↓

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?sys\\_kb\\_id=4356711cc3537910615bd1877a0131b6&id=kb\\_article\\_view](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?sys_kb_id=4356711cc3537910615bd1877a0131b6&id=kb_article_view)



◆新規発行は、電子証明書発行料(1枚当たり)1,500円に加えて、郵送手数料(1通当たり)753円かかります。更新は、電子証明書更新料(1枚当たり)1,500円のみです。郵送手数料はかかりません。(いずれも税込)

## 医療扶助(生活保護)の資格確認結果が「資格確認結果連絡書」に表示されます

◆資格確認結果連絡書の令和6年5月送付分から、医療扶助(生活保護)の資格確認結果が表示されます。

○医療扶助(生活保護)に係る「資格確認結果連絡書」の表示イメージ

(機械様式第502号の1)

4月分 資格確認結果連絡書(原審査) 医科

都道府県コード 13  
医療機関(薬局)コード 12, 3456,  
医療機関(薬局)名 支払基金病院 御中

ページZZ,ZZ9  
社会保険診療報酬支払基金

年月	保険者番号等	氏名・カルテ番号等	生年月日	処理区分	請求内容	資格確認結果内容
202404	1214**** 資格 一部 02-77777-2		1985/11/11	レセプト記載の保 険者に請求	負担者番号: 1214**** 受給者番号: 020#### 資格取得日: 2023/4/1 資格喪失日: 2024/3/15	レセプトに記載された資格からの変更等があります。

令和6年5月送付分から

レセプトでのオンライン資格確認の結果、医療扶助(生保)の資格情報が喪失している場合表示します。  
※ 医療扶助については、レセプトに記載されている資格の有効無効の判定のみを行い、振替・分割は行いません。(被保護者死亡による資格喪失の場合を除き、レセプト記載の福祉事務所へ請求されます。)

負担者番号: 1214\*\*\*\*  
受給者番号: 020####  
資格取得日: 2023/4/1  
資格喪失日: 2024/3/15

資格確認結果内容  
レセプトに記載された資格からの変更等があります。



発行所 社会保険診療報酬支払基金秋田審査委員会事務局  
〒010-8566 秋田県秋田市中通七丁目2番17号  
TEL 018-836-6501(代表)  
FAX 018-836-6506

発行 令和6年5月1日  
発行責任者 川上 智幸  
編集責任者 高島 和裕